

迎うに場長の不在なるは回答を遅延せしむる  
る会社の手段にあると即時に回答を求め  
る會社側は之が不在の誤解なることを辯  
明し歸業も待つ存速に會見を終る  
同日十三時迄に場長 歸社したるを即  
時回答を求め  
同日 回答 條次左の如し

亦一條 各 項は各組に於て必要にして設けたるもの  
に付て作業上支障を與へず限り徹底して  
し差支を要し

亦二條 規定のと言業務状態をよりして仕具金値と

は不可能なり朝鮮人と日本人との差別は在  
来との決しとの無く總て技能によりて定むるを  
本旨とせし

亦三條

各 項は現在清算員の範圍に於ては不可能に  
認め

亦四條 退職手当の款には曰ふ制定不

解 産多者に就しては考慮中に付て請求  
成算を此の協議する旨あり

亦五條 要求は承認あり

亦六條 要求に對しては同意にして之を改善す  
あり